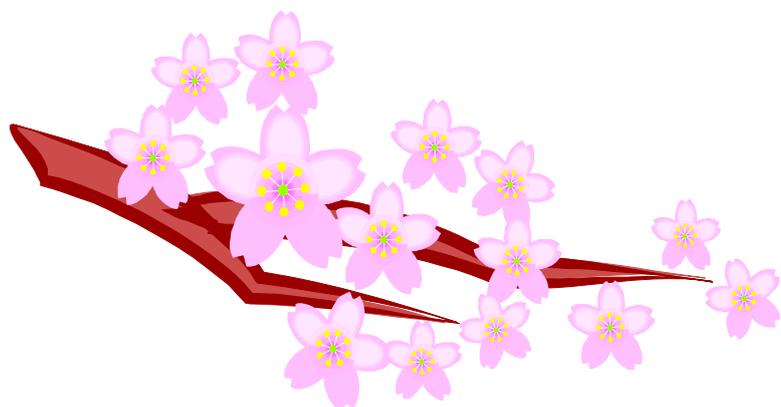


認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム
さくら 高野原



グループホーム さくら高野原

仙台市青葉区高野原4丁目12-29

TEL/FAX 022-394-4380

有限会社 さくら 法人の理念

『その人らしく』をモットーに安全とサービスを提供します。

1. 利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
2. 明るい家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
3. いつでも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。
4. 利用者様の生きがいを高め、自立への意欲を支援し、職員同志一致と協力でサービスの質の向上を目指します。

グループホーム さくら高野原 施設の理念

1. その人らしく、尊厳のある生活を提供できるように努めます。
2. 地域に根ざし、地域に暮らす人々と共に楽しく安らぎのある生活を送れるように支援します。

ご利用案内

1. 認知症対応型共同生活介護所についての概要

グループホームは、認知症状態にある要介護高齢者の方々が5人～9人程度の小規模な生活の場において、食事の支度・清掃・洗濯等の一般の家庭内で行なわれていることを入居者同士やスタッフが共同で行い、入居者様の出来る力を最大限に生かせる生活を営むことが出来るための必要な支援を受けられ、その人らしく毎日が喜びあふれる豊かな生活を送ることで認知症状の進行を穏やかにし、地域社会で尊厳を持って暮らすことを目的とした施設です。

2. 入居対象者

認知症の診断があり、介護保険の要介護認定において要支援2・要介護1～要介護5と認定をされた方で、自傷他害のない共同生活が可能で高齢者が対象となります。

3. お申し込み方法

- 1 当ホームに直接お申し込みください（お電話でのお問い合わせでも結構です）
または、現在ご利用いただいておりますケアマネージャーを通じてご相談されての申し込みでも結構です。
- 2 入居申込書に必要事項をご記入いただきます。後日、ご本人様と御家族様との面接を当ホームの担当者が行います。（面接日は、ご相談のうえ決めさせていただきます）
- 3 面接の結果、当ホームでの共同生活が可能かどうかを判断させていただき決定いたします。
- 4 当ホーム指定の診断書にて健康診断をしていただきます。
（診断書の内容に問題がなければ入居決定となります）

4. 必要書類

- 1 利用申込書 ・ 2 介護保険証 ・ 3 健康保険証 ・
4 健康診断書 ・ 5 御家族様アンケート

5. 入居期間

入居期間の制限はございません。
利用者様身体状況の低下等の状態を考慮しながら、御家族様と相談の上対応させていただきます。

6. ご 利 用 料 金

毎月末締めにて請求書を作成し、ご指定のご請求先に郵送させていただきます。

ご入金方法に関しましては、可能な限り現金にて当ホームへご持参していただきたいと思っております。

尚、振り込みでのご入金も受け付けております。(ご入金は請求書が届きました月内にてお願いいたします)

※ サービス及び利用料金

保険給付サービス	<p>食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等については、包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。</p> <p>但し、入居後30日に限り、介護初期加算として924円（30日：自己負担分）がかかります。</p>
保険対象外サービス	<p>保険対象外サービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。</p> <p>※料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。</p>
居室の提供（家賃）	<p style="text-align: center;">1ヶ月 51,000円/月（1,700円/日×30日換算） 54,000円/月（1,800円/日×30日換算） （2タイプのお部屋がございますが、入居状況によりご希望に添えない場合がございます）</p> <p>入居時敷金：各家賃の2ヶ月相当分（30日換算）、退去時償還 「退去時には、居室補修代（クリーニング代）及び未払い利用料金等を精算いたします。」</p>
食事の提供	<p style="text-align: center;">1ヶ月 33,000円/月（1,100円/日×30日換算） （朝食：300円、昼食：350円、夕食：450円）の1日1,100円 （午前10時と午後3時のおやつ代を含む）</p>
水道光熱費	<p style="text-align: center;">1ヶ月 25,500円/月（850円/日×30日換算）</p>
冬期暖房料金	<p style="text-align: center;">冬期暖房料金として11月1日から3月31日までの間、 1ヶ月 6,000円/月（200円/日×30日換算）</p>
修繕運営費	<p style="text-align: center;">共用部分の修繕費用に当てさせていただきます。 1ヶ月 5,000円/月</p>
個人消耗品の費用	<p>理美容代（実費） 尿取りパッド代：1枚/25円 ・ パワフルパッド代：1枚/80円 リハビリパンツ代：1枚/120円 ・ 紙おむつ代：1枚/120円 その他 ※その他、利用者が負担することが適当と認められる費用</p>

9. 介護保険による【基本料金（自己負担分）】（1割負担）

介護保険による利用料金は要介護度に応じて算出します。 (平成29年 4月改定)

	30日当たりの自己負担額 (単位 : 円)
	利用者負担額 = (基準単価 × 日数 × 6級地算定額 - 基準単価 × 日数 × 6級地算定額 × 0.9)
要支援 2	22,892円 「1日当たり 743単位 (743 × 30 × 10.27 - 743 × 30 × 10.27 × 0.9)」
要介護 1	23,015円 「1日当たり 747単位 (747 × 30 × 10.27 - 747 × 30 × 10.27 × 0.9)」
要介護 2	24,094円 「1日当たり 782単位 (782 × 30 × 10.27 - 782 × 30 × 10.27 × 0.9)」
要介護 3	24,833円 「1日当たり 806単位 (806 × 30 × 10.27 - 806 × 30 × 10.27 × 0.9)」
要介護 4	25,326円 「1日当たり 822単位 (822 × 30 × 10.27 - 822 × 30 × 10.27 × 0.9)」
要介護 5	25,819円 「1日当たり 838単位 (838 × 30 × 10.27 - 838 × 30 × 10.27 × 0.9)」

(※ 上記の利用料は30日換算にて算出 = 仙台市(6級地算定) 10.27円 基準)

加算名	30日当たりの自己負担額 又は退去時相談援助加算に関しては1回限りの自己負担額(単位 : 円)
	利用者負担額 = (基準単価 × 日数 × 6級地算定額 - 基準単価 × 日数 × 6級地算定額 × 0.9)
初期加算	924円 「1日当たり 30単位 (30 × 30 × 10.27 - 30 × 30 × 10.27 × 0.9)」
医療連携加算	1,202円 「1日当たり 39単位 (39 × 30 × 10.27 - 39 × 30 × 10.27 × 0.9)」
看取り介護加算	3,993円 「1日当たり 144単位 (144 × 27 × 10.27 - 144 × 27 × 10.27 × 0.9)」 1,397円 「1日当たり 680単位 (680 × 2 × 10.27 - 680 × 2 × 10.27 × 0.9)」 1,315円 「1日当たり 1,280単位 (1,280 × 1 × 10.27 - 1,280 × 1 × 10.27 × 0.9)」
認知症専門ケア加算 (I)	93円 「1日当たり 3単位 (3 × 30 × 10.27 - 3 × 30 × 10.27 × 0.9)」
若年性認知症受入加算	3,698円 「1日当たり 120単位 (120 × 30 × 10.27 - 120 × 30 × 10.27 × 0.9)」
退去時相談援助加算	411円 「1回限り 400単位 (400 × 1 × 10.27 - 400 × 1 × 10.27 × 0.9)」
サービス提供体制強化加算 (III)	185円 「1日当たり 6単位 (6 × 30 × 10.27 - 6 × 30 × 10.27 × 0.9)」
夜間ケア加算 (II)	771円 「1日当たり 25単位 (25 × 30 × 10.27 - 25 × 30 × 10.27 × 0.9)」
介護職員処遇改善加算 (I)	介護保険収入金額の1,000分の111に相当する単位数となる。

(※ 上記加算は 仙台市(6級地算定) 10.27円 基準)

(※ 上記加算は 体制が整い次第順次加算をさせていただきます。)

9. 介護保険による【基本料金（自己負担分）】（2割負担）

平成27年 8月1日から、摘要されます。

介護保険による利用料金は要介護度に応じて算出します。

	30日当たりの自己負担額 (単位 : 円)
	利用者負担額 = (基準単価 × 日数 × 6級地算定額 - 基準単価 × 日数 × 6級地算定額 × 0.8)
要支援 2	45,784円 「1日当たり 743単位 (743 × 30 × 10.27 - 743 × 30 × 10.27 × 0.8)」
要介護 1	46,030円 「1日当たり 747単位 (747 × 30 × 10.27 - 747 × 30 × 10.27 × 0.8)」
要介護 2	48,187円 「1日当たり 782単位 (782 × 30 × 10.27 - 782 × 30 × 10.27 × 0.8)」
要介護 3	49,666円 「1日当たり 806単位 (806 × 30 × 10.27 - 806 × 30 × 10.27 × 0.8)」
要介護 4	50,652円 「1日当たり 822単位 (822 × 30 × 10.27 - 822 × 30 × 10.27 × 0.8)」
要介護 5	51,638円 「1日当たり 838単位 (838 × 30 × 10.27 - 838 × 30 × 10.27 × 0.8)」

(※ 上記の利用料は30日換算にて算出 = 仙台市(6級地算定) 10.27円 基準)

加算名	30日当たりの自己負担額 又は退去時相談援助加算に関しては1回限りの自己負担額(単位 : 円)
	利用者負担額 = (基準単価 × 日数 × 6級地算定額 - 基準単価 × 日数 × 6級地算定額 × 0.8)
初期加算	1,848円 「1日当たり 30単位 (30 × 30 × 10.27 - 30 × 30 × 10.27 × 0.8)」
医療連携加算	2,403円 「1日当たり 39単位 (39 × 30 × 10.27 - 39 × 30 × 10.27 × 0.8)」
看取り介護加算	7,986円 「1日当たり 144単位 (144 × 27 × 10.27 - 144 × 27 × 10.27 × 0.8)」 2,794円 「1日当たり 680単位 (680 × 2 × 10.27 - 680 × 2 × 10.27 × 0.8)」 2,629円 「1日当たり 1,280単位 (1,280 × 1 × 10.27 - 1,280 × 1 × 10.27 × 0.8)」
認知症専門ケア加算 (I)	185円 「1日当たり 3単位 (3 × 30 × 10.27 - 3 × 30 × 10.27 × 0.8)」
若年性認知症受入加算	7,395円 「1日当たり 120単位 (120 × 30 × 10.27 - 120 × 30 × 10.27 × 0.8)」
退去時相談援助加算	822円 「1回限り 400単位 (400 × 1 × 10.27 - 400 × 1 × 10.27 × 0.8)」
サービス提供体制強化加算 (III)	370円 「1日当たり 6単位 (6 × 30 × 10.27 - 6 × 30 × 10.27 × 0.8)」
夜間ケア加算 (II)	1,541円 「1日当たり 25単位 (25 × 30 × 10.27 - 25 × 30 × 10.27 × 0.8)」
介護職員処遇改善加算 (I)	介護保険収入金額の1,000分の111に相当する単位数となる。

(※ 上記加算は 仙台市(6級地算定) 10.27円 基準)

(※ 上記加算は 体制が整い次第順次加算をさせていただきます。)

※加算内容についての説明

- ・ **初期加算**

入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を起算する。

- ・ **医療連携加算**

可能な限り継続してホームでの生活が継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合適切な対応が取れるなどの体制を整備しているとして、1日につき所定単位数を加算する。

- ・ **看取り介護加算**

入居時に看取りについての指針や考え方を説明するとともに、医師が終末期と診断し、利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員などが共同して、利用者の状態や家族の求めに応じて随時介護が行われ、施設内での看取りが行われたものについて、死亡日から30日を上限として加算する。

- ・ **認知症専門ケア加算（Ⅰ）**

認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mの利用者が入居者の2分の1以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を20名未満に1名配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施した場合に1日につき所定単位数を当該利用者に対し加算する。

- ・ **若年性認知症受入加算**

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行う整備しているとして1日につき所定単位数を加算する。

- ・ **退去時相談援助加算**

利用期間が1ヶ月を超える利用者が退去し、その居宅において居宅サービスを利用する場合に、退去後のサービス利用等について相談援助を行い、退去日から2週間以内に地域包括センター等に対し当該利用者の介護状況を示す文書を添えて居宅サービス等、利用者に必要な情報を提供した場合に1回限りにつき算定する。

- ・ **サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**

利用者に直接提供する職員の総数のうち、3年以上の者の占める割合が100分の30以上の場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ・ **夜間ケア加算（Ⅱ）**

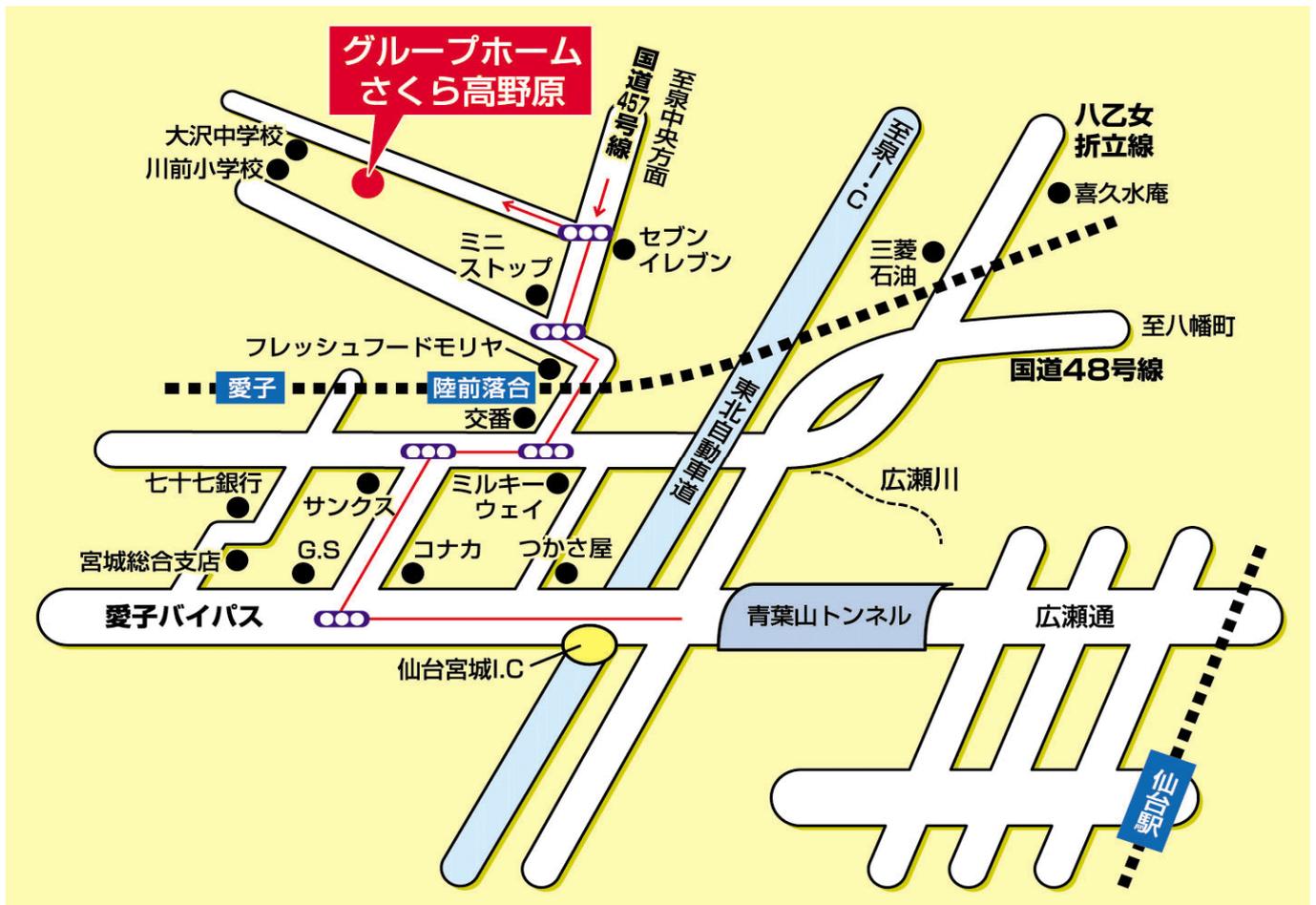
夜間における利用者の安全確保を強化する観点から、夜勤職員の配置基準の見直しを行う。

（1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護職員を1名以上配置する。）

- ・ **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成30年3月31日までの間加算を行う。所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、その単位数に1,000分の111を乗じた額とする。

8. ご案内図



お問い合わせ先 . . .

グループホーム さくら高野原 (有限会社 さくら・福祉事業部)
指定 地域密着型サービス事業者番号 第0475102307号

所在地 〒989-3216
仙台市青葉区高野原4丁目12-29
電話 022-394-4380 (FAX兼用)
担当者 ホーム長 藤浦
管理者 佐藤
URL <http://www.gh-sakura.jp>
E-mail takanohara@gh-sakura.jp

※ ご見学や体験希望などがございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。